

## ○えびの市プロポーザル方式等実施要綱

(平成25年8月30日えびの市告示第154号)

(趣旨)

第1条 この告示は、えびの市が発注する業務に関し、プロポーザル方式又はコンペ方式(以下「プロポーザル方式等」という。)により受託候補者を選定する手続に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 対象業務に対する発想、課題解決方法、取組体制等の提案を審査し、市にとって最も適切な創造力、技術力、経験等をもつ事業者を選定する方法をいう。
- (2) コンペ方式 プロポーザル方式に比して、さらに独創性や芸術性等を求める場合において、より具体的な企画提案等を審査し、市にとって最も優れた提案を行った事業者を選定する方法をいう。
- (3) 公募型 プロポーザル方式等の実施について、公告して参加事業者を募り、参加申出者のうち選定条件に適合する者を絞り込むなどし、提案を求める方式をいう。
- (4) 指名型 えびの市建設工事等の契約に係る指名競争入札の参加者資格及び指名等に関する要綱(平成3年えびの市告示第100号)第6条若しくはえびの市物品の買入れ等の契約に係る指名競争入札の参加資格、指名及び指名停止に関する要綱(平成20年えびの市告示第29号)第5条に基づき作成された名簿に登載されている者(以下「名簿登載者」という。)又は名簿登載者による共同企業体の中から選定条件に基づき、企画提案書等の提出者を絞り込んで指名し、提案を求める方式をいう。

(対象業務)

第3条 プロポーザル方式等により受託候補者を選定する業務は、次の各号のいずれかに該当する業務とする。

- (1) 情報システム等の開発又は導入業務
- (2) 設計・コンサルティング業務
- (3) 管理・運営業務
- (4) その他プロポーザル方式等により選定することが適当と認められる業務

(手続開始の公表)

第4条 市長は、公募型のプロポーザル方式等を行うときは、次の各号について公告するものとする。

- (1) 業務名、業務内容及び履行期限
- (2) 参加要件

- (3) 所管課
- (4) 選定基準
- (5) 仕様書等の交付期間、場所及び方法
- (6) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法
- (7) その他必要な事項

(参加手続)

第5条 公募型及び指名型のプロポーザル方式等による企画提案書の提出をしようとするもの（以下「参加希望者」という。）は、指定された期日までに参加表明書（別記様式第1号）、誓約書兼同意書（別記様式第2号）及び必要書類を市長に提出するものとする。

(参加要件)

第6条 参加希望者が満たすべき要件（以下「参加要件」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 団体等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁固刑以上の刑に処せられているものがないこと。
- (5) 租税等の滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている団体（以下「暴力団等」という。）でないこと。
- (7) 団体等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団等の構成員又は関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、業務ごとに必要な参加要件を定めることができる。

(企画提案書提出の要請等)

第7条 市長は、参加希望者のうち、参加要件を満たすと認められるものに対して、企画提案書提出要請書（別記様式第3号）により提出を要請するものとする。

2 市長は、参加希望者のうち、参加要件を満たさないと認められるものについては、参加要件確認結果通知書（別記様式第4号）により、その旨通知するものとする。

3 市長は、参加要件を満たさないと認められるものについては、当該業務に関し提案を要請してはならない。

(企画提案書の提出)

第8条 前条第1項の規定により企画提案書の提出を要請された者（以下「提案者」という。）は、指定された期日までに企画提案書提出書（別記様式第5号）及び企画提案書を提出しなければならない。

2 市長は、必要と認める場合には、第5条及び前条第2項の規定にかかわらず、参加表明書及び企画提案書を同時に提出させることができる。

(辞退)

第9条 提案者が、企画提案書の提出を辞退しようとする場合は、指定された期日までに辞退届（別記様式第6号）を提出しなければならない。

(選定委員会の設置)

第10条 プロポーザル方式等を行うときには、発注する業務ごとに選定委員会を設置するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、複数の業務について一の選定委員会を設置することができる。

2 選定委員会の庶務は、業務を発注する所管課において行うものとする。

(選定委員会の所掌事務)

第11条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 受託候補者を選定するための評価基準及び審査方法に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に必要な事項

(選定委員会の組織)

第12条 選定委員会は、5人以上10人以内とし、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び委員は、当該業務に関連する職員及び専門知識を有すると認められる職員のうちから市長が任命する。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、職員以外の者を委員とすることができる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

5 委員長及び委員の任期は、当該業務の契約締結の日までとする。

(選定委員会の会議)

第13条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 選定委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、提案者の説明を聴くことができる。

4 選定委員会の会議に出席した者は、当該会議で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

5 委員長は、委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるときは、会議に付議すべき事案について、回議をすることにより、委員会の会議に代えることができる。

(受託候補者の特定)

第14条 市長は、選定委員会の審査結果を受け、最も適切又は優れた提案を行った者を受託候補者に特定するものとする。

2 市長は、前項の結果を企画提案審査結果通知書（別記様式第7号）により提案者に通知するものとする。

(結果の公表)

第15条 市長は、公募型により受託候補者の特定を行った結果について、速やかにホームページ等により公表するものとする。

(提案者が多数見込まれる場合の特例)

第16条 市長は、提案者が多数あり、受託候補者の選定に著しい支障が生じると認められる場合は、あらかじめ定めた基準に基づき企画提案書の事前審査を行い、基準を満たした企画提案書についてのみ選定委員会において審査をすることができる。

(参加資格の喪失)

第17条 提案者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、提出された企画提案書は無効とする。

(1) 第5条に規定する参加要件を満たさないこととなったとき。

(2) 企画提案書等に虚偽の記載をしたとき。

2 第7条第2項の規定は、前項の場合において準用する。

(契約の締結)

第18条 市長は、第14条第1項の規定により受託候補者に特定されたものと協議を行い、契約を締結する。ただし、受託候補者に特定されたものとの契約が成立しない場合は、次点のものと交渉を行うことができる。

(委任)

第19条 この告示に定めるもののほか、プロポーザル方式等の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

参加表明書

[別紙参照]

様式第2号（第5条関係）

誓約書兼同意書

[別紙参照]

様式第3号 (第7条関係)

企画提案書提出要請書

[別紙参照]

様式第4号 (第7条関係)

参加要件確認結果通知書

[別紙参照]

様式第5号 (第8条関係)

企画提案書提出書

[別紙参照]

様式第6号 (第9条関係)

辞退届

[別紙参照]

様式第7号 (第14条関係)

企画提案審査結果通知書

[別紙参照]